## **News Release**



平成 25 年 9 月 26 日

## 懲戒処分の公表について

経済産業省において行った懲戒処分事案について、人事院の「懲戒処分の公表 指針について」等に従い、以下のとおり公表します。

経済産業省としては、このようなことが二度と起こらぬよう、職員に対して服務規律の遵守を改めて周知する等、再発防止を徹底してまいります。

処分日	所属	役職段階	処分内容	事実の概要
9月26日	大臣官房	管理職級	停職 2 月	下記のとおり

## ○事案の概要

上記職員は、ブログにおいて著しく不適切な内容の掲載を繰り返し行った。 かかる行為は、国家公務員としての信用を失墜させる行為である。

(本発表資料のお問い合わせ先)大臣官房秘書課長 保坂

担当者:小林、平林、清水

電 話:03-3501-1511 (内線 2071~7)

03-3501-1608 (直通)